

南あわじ市公告

認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第1項の規定により、慶野自治会から公告の申請がありましたので、同条第2項の規定により公告します。

当該認可地縁団体が所有する次の不動産について、その所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある登記関係者等は、この公告期間内にお申し出ください。

令和8年3月4日

南あわじ市長 守 本 憲 弘

記

1. 認可地縁団体に関する事項

(1) 名 称：慶野自治会

区 域：南あわじ市松帆慶野の区域

主たる事務所の所在地：兵庫県南あわじ市松帆慶野745番地1

2. 申請不動産に関する事項

(1) 建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

(2) 土地

地目	面積	所在地
山林	753 m ²	南あわじ市松帆慶野字船子谷1093番地2
山林	1,923 m ²	南あわじ市松帆慶野字船子谷1093番地3
山林	396 m ²	南あわじ市松帆慶野字船子谷1093番地4
山林	158 m ²	南あわじ市松帆慶野字船子谷1093番地5

(3) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称：松下 仁平

住 所：三原郡松帆村ノ内筒飯野村 95 番屋敷

氏名又は名称：土居 和弘

住 所：三原郡西淡町松帆慶野 647 番地 1

3. 異議を述べることができる者の範囲

(1) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人

(2) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人

(3) 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4. 異議を述べることができる期間及び方法

(1) 期間 令和8年3月4日 から 令和8年6月4日

(2) 南あわじ市長に対し、地方自治法施行規則第22条の3第3項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて提出してください。